

令和3年もとす広域連合議会

第2回定例会 会議録

令和3年10月20日（水） 開会

令和3年11月 1日（月） 閉会

もとす広域連合

令和3年第2回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（10月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○副議長の選挙	4
○常任委員会委員の選任	5
○行政報告	6
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第10号 より議案第18号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託	7
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○散会の宣告	20

第 2 号（11月1日）

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○説明のため出席した者	21
○職務のため出席した職員	22
○開議の宣告	23
○議事日程の報告	23
○一般質問	23
○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	30
○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31
○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	34

○議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	36
○議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	37
○議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	38
○閉会の宣告	39
○署名議員	41

令和3年第2回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和3年10月20日（水曜日）午前9時30分開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 諸般の報告 | |
| 日程第 5 | 副議長の選挙 | |
| 日程第 6 | 常任委員会委員の選任 | |
| 日程第 7 | 行政報告 | |
| 日程第 8 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第 9 | 議案第10号 | もとす広域連合監査委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第11号 | もとす広域連合公平委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第12号 | もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第18 | 発委第 1号 | もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	馬 渕	ひろし	2 番	松 野	貴 志
3 番	棚 橋	敏 明	4 番	庄 田	昭 人
5 番	若 井	千 尋	6 番	若 園	五 朗
7 番	松 野	藤 四郎	8 番	瀬 川	照 司
9 番	飯 尾	龍 也	10 番	今 枝	和 子
11 番	鏝 本	規 之	12 番	道 下	和 茂
13 番	石 井	伸 弘	14 番	神 谷	巧
15 番	村 木	俊 文			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	代 表 監 査 委 員	折 戸 俊 行
事 務 局 長	伊 藤 巧	総 務 課 長	青 木 崇 泰
介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則	会 計 管 理 者	有 里 弘 幸
老 人 福 祉 施 設 長	坪 内 重 正	療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光
大 和 園 長			
衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美		

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（若園五郎君） ただいまの出席議員は15名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第2回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若園五郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若園五郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議席の指定

○議長（若園五郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

7番 松野藤四郎君

13番 石井伸弘君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若園五郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月13日の議会運営委員会におきまして、本日から

ら11月1日までの13日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から11月1日までの13日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第4、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は議員の異動について報告します。

令和3年6月2日、瑞穂市議会選出の当広域連合議会議員2名から辞職願が提出され、同日許可しました。これを受けて、同日、瑞穂市議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、庄田昭人君、若井千尋君の2名が選出されました。

次に、令和3年9月6日、北方町議会選出の当広域連合議会議員3名から辞職願が提出され、同日許可いたしました。これを受けて、令和3年9月17日、北方町議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、石井伸弘君、神谷 巧君、村木俊文君の3名が選出されました。

次に、令和3年9月30日、本巢市議会議員の任期満了に伴い、当広域連合議会議員に5名の欠員が生じました。これを受けて、令和3年10月8日の本巢市議会臨時会におきまして選挙が行われ、瀬川照司君、飯尾龍也君、今枝和子君、鏑本規之君、道下和茂君の5名が選出されました。

2件目は、閉会中における議会運営委員の異動について報告します。

議会運営委員であった瑞穂市選出の委員1名が辞職したことに伴い、その後任として令和3年6月25日に若井千尋君を、北方町選出の委員2名が辞職したことに伴い、その後任として令和3年9月17日に神谷 巧君及び村木俊文君を、本巢市選出議員2名の任期満了に伴い、その後任として令和3年10月8日に鏑本規之君及び道下和茂君を委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、それぞれ指名しましたので報告します。

なお、議員の異動に伴う常任委員会委員の選任については、この後議題といたします。

これで諸般の報告を終わります。



◎副議長の選挙

○議長（若園五朗君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に今枝和子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました今枝和子君を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました今枝和子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今枝和子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

今枝和子君のご挨拶があります。お願いします。

○10番（今枝和子君） ただいま副議長という大任を拝しました本巢市議会の今枝和子でございます。

前任者の残任期間ということではございますが、皆様にご迷惑をおかけしないよう精いっぱい努力をしてみりますので、どうかよろしく願い申し上げます。（拍手）

〔副議長、自席に着席〕



◎ 常任委員会委員の選任

○議長（若園五郎君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。

そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿を配付〕

○議長（若園五郎君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより各常任委員会を開催し、総務介護常任委員会は副委員長を、老人福祉常任委員会は委員長及び副委員長を、療育医療衛生常任委員会は委員長及び副委員長をそれぞれ決めていただきたいと思います。

開催場所については、総務介護常任委員会は第1委員会室において、老人福祉常任委員会は第2会議室において、療育医療衛生常任委員会は認定審査会室において行いますので、ご移動をお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前10時05分

○議長（若園五郎君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長が、お手元に配付いたしました名簿のとおり決まりましたので発表いたします。

総務介護常任委員会副委員長、神谷 巧君。老人福祉常任委員会委員長、鏑本規之君。老人福祉常任委員会副委員長、若井千尋君。療育医療衛生常任委員会委員長、庄田昭人君。療育医療衛生常任委員会副委員長、松野貴志君。

以上のとおりです。



◎行政報告

○議長（若園五郎君） 日程第7、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号 令和2年度もとす広域連合一般会計継続費繰越計算書の報告についてを報告させていただきます。

衛生施設基幹的設備改良工事につきまして、令和2年度から3年度にかけて2年間の継続事業により実施しておりますが、地方自治法施行令第

145条第1項の規定により、令和2年度分の予算残額1,422万3,000円を令和3年度へ通次繰越いたしましたのでご報告をいたします。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてを報告させていただきます。

大和園利用者の補聴器の破損事故に係る1件の損害賠償でございます。

去る令和3年7月24日に特別養護老人ホーム利用者の衣類を洗濯した際に、上着のポケットに補聴器が紛れ込んでいたことに気づかず洗濯を行い、洗濯中の水没により補聴器を故障させたことについて和解し、賠償額を定めることにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） これで行政報告は終わりました。



◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第10号より議案第18号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（若園五朗君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてより、日程第17、議案第18号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

連合長。

○連合長（藤原 勉君） それでは、引き続き提出議案の説明をさせていただきますと思います。

本日ここに、令和3年第2回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

感染拡大が繰り返して続いておりました新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言による人流の抑制、また、国主導によります新型コロナウイルスワクチン接種が各自治体のご尽力により接種が進んでいることもありまして、感染者の減少傾向が進み、9月30日をもって緊急事態宣言の全国一律の解除となりました。

このことから再び人と人との交流が再び盛んになりつつあり、経済活動も活発になってきているところではございますが、これから冬に向けて季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているところでもございますので、感染防止対策は引き続き徹底して行っていくことが求められている状況でございます。

当広域連合には多くの高齢者や幼児と関わりがございます老人福祉施設大和園や幼児療育センター等の施設があり、今後も職員の衛生管理、また

健康管理を行うとともに、感染者を出さないよう徹底した対策を講じていかなければならないと強く思うところでもございます。

また、当広域連合が運営をいたします介護保険事業をはじめといたします各事業の執行につきましても、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関として、その役割を果たすため、引き続き誠心誠意努めてまいります。議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回、本議会に提案し、ご審議をお願いする議案は、承認案件が1件、委員の選任に関する案件が2件、条例の改正に関する案件が1件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計10件でございます。

それでは、ただいまより、定例会への提出議案の概要を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免に関する規定を定めるため、専決により、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

議会選出の監査委員であります村木俊文委員が令和3年9月6日にてもとす広域連合議会議員を辞職されましたので、議会のうちから選任する監査委員が欠員となっております。今回、再度、北方町議会議員よりもとす広域連合議会議員になられた村木俊文氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会に同意を求めるものでございます。

次に、議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

現在、委員であります大下吉恵氏の任期が本年10月24日に満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定及びもとす広域連合規約第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第12号 もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓について、対面による署名及び押印を廃止とするため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第13号 令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和2年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較82.8%増の8億9,954万567円、歳出が前年度比較89.3%増の8億4,287万1,775円、継続費通次繰越額1,422万3,000円を除いた実質収支は、4,244万5,792円

の黒字となっております。

一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成されております。

歳出では、衛生施設におけるもとす広域連合衛生施設基幹的整備改良工事の関連業務で3億6,876万4,000円の増額などにより、3億9,758万8,980円の増額となりました。

衛生施設の基幹的整備改良工事を着実に進めるとともに、引き続き経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫をし、堅実な運営に鋭意努力をいたします。

次に、議案第14号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において、予算上最大のウエートを占める介護保険事業の令和2年度の決算額は、歳入が前年度比較2.4%増の79億3,683万7,044円、歳出が前年度比較0.4%増の75億3,183万5,252円、実質収支は4億500万1,792円の黒字となっております。

歳出の保険給付費においては67億6,077万1,645円となり、前年度に比べて2.2%の増で、金額にして1億4,281万5,459円の増加となりました。

次に、地域支援事業費においては3億4,484万77円となり、前年度に比べて3%減で、金額にして1,055万4,141円の減額となりました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた形となりましたが、今後とも、介護保険計画の基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を念頭に、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様へ介護保険制度への理解や啓発により一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取組の改善を図り、収納率の向上を目指してまいります。

次に、議案第15号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和2年度の決算額は、歳入が前年度比較5.1%減の9億4,226万4,898円、歳出が前年度比較3.5%減の8億6,623万436円、実質収支は7,603万4,462円の黒字となっております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少したことにより、介護保険からの各種サービス事業収入が減少して前年度比でマイナス5.8%、金額にして4,033万2,735円となりました。

歳出では、施設建設に伴う公債費の償還が和棟建設分を除き終了したことで、3,189万4,401円の減額となっております。

当老人福祉施設大和園は開園以来66年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ公設・公営ということからも地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。

今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。

次に、議案第16号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出決算の総額に、歳入歳出それぞれ1,839万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,009万5,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は養護訓練費市町負担金児童福祉事業におけるサービス事業給付費の算定基準の変更により857万5,000円増額、市町からの養護訓練運営費負担金を同額減額いたします。令和2年度決算額が確定したことに伴い、繰越金1,839万5,000円を計上いたしております。

歳出は、総務費で人事異動に伴う人件費の所要額と財政調整基金への積立てとして1,282万7,000円を計上いたします。

民生費では、幼児療育センターにおいて、人事異動や昇格等に伴う人件費などで143万2,000円を計上いたします。

衛生費では、今まで一時的に使用していた西棟焼却施設を常時使用したところ効率が悪いため燃料費394万円を計上いたします。

公債費では、償還利子が確定したため19万6,000円を計上いたします。

次に、議案第17号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億782万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億5,582万3,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、令和2年度決算額が確定したことに伴い、繰越金3億1,500万1,000円を増額し、市町負担金2,769万9,000円を減額いたします。

歳出の主なものは、保険給付費では給付見込みにより、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費それぞれ増額、減額を行っております。なお、給付費全体では増減はございません。

基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として1億1,234万4,000円を計上いたします。

諸支出金では、令和2年度の精算によって生じる償還金として1億9,663万9,000円を計上いたします。

次に、議案第18号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,209万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,960万8,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は老人保護措置費負担金836万円の減額、令和2年度決算額の確定に伴い、繰越金396万6,000円を減額、雑入の新型コロナウイルス感染症対策で、予防的PCR検査確定診断委託料23万4,000円を計上いたします。

歳出は、総務費で財政調整基金への積立てとして788万6,000円を減額、民生費で人事異動に伴う人件費181万3,000円の減額、サービス事業費で239万3,000円減額をいたします。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議を賜り、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げ、簡単ですが提案説明とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 続きまして、一括議題中、議案第13号より議案第15号までの令和2年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、折戸俊行君。

○代表監査委員（折戸俊行君） 代表監査委員の折戸俊行と申します。

監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は令和2年度もとす広域連合一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、合計3つの会計です。

審査は令和3年8月26日に実施し、決算書に基づき担当課長、施設長から提出された決算資料及び例月の出納検査の結果と併せ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。

それでは、ご報告申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書5ページの3、実質収支をご覧ください。

令和2年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額97億7,864万2,509円、歳出総額92億4,093万7,463円、翌年度へ繰り越すべき財源1,422万3,000円、差引き5億2,348万2,046円のプラスとなりました。

6ページへお進みください。

この表は、市町負担金です。もとす広域連合規約に基づく負担金として、令和2年度は、瑞穂市より6億7,387万1,000円、本巢市より6億2,879万4,400円、北方町より2億7,177万3,600円で、合計15億7,443万9,000円です。

7ページへお進みください。

公債の償還状況です。令和2年度は新たに衛生施設の基幹的設備改良事業債2億2,360万円が加わり、令和2年度末現在高は2億8,341万4,827円、令和2年度中の元金償還金は1,483万6,113円となりました。

8ページから9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は8億9,954万567円、歳出総額は8億4,287万1,775円、翌年度繰越額1,422万3,000円で、差引き

4,244万5,792円の剰余金が生じました。

10ページから15ページにかけて、一般会計を総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けてありますのでご説明いたします。

10ページから11ページへお進みください。

一般会計の総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億768万4,725円、歳出総額は1億171万558円で、差引き597万4,167円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬、職員及び市町派遣職員の人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されているものと認められました。

12ページから13ページへお進みください。

一般会計の療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億5,441万9,458円、歳出総額は1億3,799万271円で、差引き1,642万9,187円の剰余金が生じました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として県の補助金を活用し、幼児療育センター及び休日急患診療所について、必要な整備が行われました。特に幼児療育センターにつきましては、発達支援が必要な就学前の子どもに対して相談・療育指導等が実施されておりますが、コロナ禍において子ども一人一人に対して真に必要な支援が行き渡るよう、今後も適切に予算が執行されることを望みます。

審査の結果、休日急患診療所を含め、適正に処理されているものと認められました。

14ページから15ページへお進みください。

一般会計の衛生施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は6億3,743万6,384円、歳出総額は6億317万946円、翌年度繰越額1,422万3,000円で、差引き2,004万2,438円の剰余金が生じました。

施設の長寿命化だけでなく汚泥焼却の廃止、また、それに伴う汚泥処理方法の変更に係る整備について、国の交付金制度を活用し、令和2年度から令和3年度にかけての継続事業として、基幹的設備の改良工事が実施されております。

処理した汚泥の再資源化等により、今後さらに一層衛生施設が循環型社会の形成に寄与されることを期待しております。

なお、基幹的設備改良事業に係る令和2年分の予算3億8,298万7,000円に対して3億6,876万4,000円が執行され、残額の1,422万3,000円が継続費として令和3年度分に繰り越されています。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

16ページから17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は79億3,683万7,044円、歳出総額は75億3,183万5,252円で、差引き4億500万1,792円の剰余金が生じました。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度でしたが、歳入は前年度に比べ1億8,315万4,956円の増となりました。

内訳としまして、介護保険料については第1号被保険者数が2万6,436人から2万6,728人へと増加しましたが、低所得者への介護保険料軽減強化などにより506万3,950円の減となりました。一方、市町負担金が1億3,008万6,300円の増、国庫支出金が8,421万6,045円の増、支払基金交付金が7,101万8,921円の増、県支出金が4,628万7,723円の増となりました。

歳出は前年度に比べ2,811万1,148円の増となりました。主な歳出では保険給付費が1億4,281万5,459円の増となり、その中において地域密着型介護サービス給付費が2,383万2,192円の増のほか、施設介護サービス給付費が8,777万2,866円の増、高額介護サービス給付費が760万8,321円の増、高額医療合算サービス費が700万6,030円の増となりました。一方で、地域支援事業費が1,055万4,141円の減となりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で、介護予防事業等が予定どおり実施できなかったことによります。

なお、保険料の収納状況としまして、全体の収納率は97.02%から97.07%に上昇しているものの、滞納繰越分普通徴収保険料については、収入済額605万300円、不納欠損額は1,470万2,250円となり、収納率は17.80%から13.17%へと下落しました。滞納繰越分の収入未済額も2,512万5,300円となっており、これ以上状況を悪化させないよう、滞納者の動向を調査するとともに、保険料納付の公平性を保つための滞納処分など、構成市町と協力して徴収体制を一層整備し、不納欠損額及び収入未済額の減少に努力していただくことを強く望むものであります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

18ページから19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は9億4,226万4,898円、歳出総額は8億6,623万436円で、差引き7,603万4,462円の剰余金が生じました。

なお、歳入歳出差引額に財政調整基金に積立てした金額を加え、取り崩した金額を差し引くと実質的な単年度収支額が算出されますが、令和2年度は1,913万210円のマイナスとなりました。

歳入は前年度に対して5,076万173円の減となりました。減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、利用者数が減少したことによる介護サービス事業収入の大幅な減によるものです。

具体的に申し上げますと、通所介護事業収入が約2,655万円の減、認知症通所介護事業収入が約457万円の減、短期入所生活介護事業収入が約946万円の減、居宅介護サービス計画事業収入が約80万円の減となりました。

歳出につきましては、前年度に対し3,160万5,728円の減となりました。

歳出が減となった主な要因としましては、施設建設に伴う公債費の償還支払いが和棟建設分を除き終了したことにより、前年度に比べ約3,189万円の減となったことによるものです。

老人福祉施設特別会計は、平成25年度から平成27年度の3年間、実質単年度収支がマイナスとなったため、平成28年度から経営改善に取り組んでおります。平成28年度から令和元年度までの4年間、実質単年度収支は老朽化した設備の更新に係る工事費が多かった平成30年度を除き、いずれもプラスで推移しておりましたが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりマイナスに転じました。

審査の結果、適正に処理されていると認められましたが、サービス事業収入の個人利用料の一部について滞納が見受けられました。滞納については、断固たる態度をもって徴収するとともに、新たな滞納が発生しないための対策が講じられることを強く望みます。

最後に、大和園につきましては、現在も徹底した新型コロナウイルス感染症対策が取られておりますが、今後も引き続き利用者が安心して介護サービスを受けられるよう万全を期していただき、また、一方で収支状況の改善がより一層推進されることを望みます。

以上、決算審査の概要について報告させていただきましたが、この内容は村木監査委員と一致した意見であることを述べ、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開いたしますので、移動をお願いします。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時22分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

承認第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
承認第1号に対し、まず反対討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決をいたします。
承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（若園五郎君） 着席ください。
起立全員であります。
よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。
議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、村木俊文君の退場を求めます。
〔15番（村木俊文君）退場〕
- 議長（若園五郎君） 議案第10号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 異議がないものと認めます。
よって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
議案第10号に対し、まず反対討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第10号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（若園五郎君） 着席ください。
起立全員であります。
よって、議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任については同意

することに決定いたしました。

村木俊文君の入場を命じます。

〔15番（村木俊文君）入場〕

○議長（若園五朗君） ただいま監査委員に選任されました村木俊文君にご挨拶をお願いいたしたいと思います。

村木俊文君。

○15番（村木俊文君） 北方町の村木でございます。

まずもって同意いただきましてありがとうございます。残任期間ということで来年の2月までですが、微力ではありますが精いっぱい務めますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

議案第11号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第12号 もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第13号 令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第13号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しております。議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することといたしますが、10月22日から開催されます総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する決算の認定について、協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第14号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第15号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。

議案第16号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第16号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第16号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しております。議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月22日から開催されます総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について、協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行いま

す。

議案第17号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(若園五朗君) ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第18号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(若園五朗君) ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。



◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(若園五朗君) 日程第18、発委第1号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、若井千尋君。

○議会運営委員長(若井千尋君) 議会運営委員会委員長の若井千尋でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、趣旨の説明をさせていただきます。

もとす広域連合議会会議規則第14条第3項の規定によりまして、当議会運営委員会としてお願いしたい議案は1件でございます。

発委第1号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則につい

てにつきましては、多様な人材の議会への参画を促進する観点から必要な環境整備等を図るとともに、議会への請願手続を見直しし、請願者の利便性の向上を図るため所要の改正を行うものです。

以上、提出議案につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜り適切なご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（若園五郎君） 以上で趣旨説明は終わりました。

これより発委第1号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

発委第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発委第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席をお願いいたします。

起立全員であります。

よって、発委第1号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則については可決されました。



◎散会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

10月21日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いいたします。

なお、11月1日は午前9時より本会議を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時39分

令和3年第2回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和3年11月1日（月曜日）午前8時58分開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第12号 | もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第13号 | 令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第14号 | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第15号 | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第16号 | 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第17号 | 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第18号 | 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|-----|
| 1 番 | 馬 渕 | ひろし | 2 番 | 松 野 | 貴 志 |
| 3 番 | 棚 橋 | 敏 明 | 4 番 | 庄 田 | 昭 人 |
| 5 番 | 若 井 | 千 尋 | 6 番 | 若 園 | 五 朗 |
| 7 番 | 松 野 | 藤 四 郎 | 8 番 | 瀬 川 | 照 司 |
| 9 番 | 飯 尾 | 龍 也 | 10 番 | 今 枝 | 和 子 |
| 11 番 | 鏑 本 | 規 之 | 12 番 | 道 下 | 和 茂 |
| 13 番 | 石 井 | 伸 弘 | 14 番 | 神 谷 | 巧 |
| 15 番 | 村 木 | 俊 文 | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長 藤 原 勉 副 連 合 長 森 和 之

副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 險 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	坪 内 重 正
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 長	伊 藤 弘 美
		衛 生 施 設 長	

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

◎開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会最終日です。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は15名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若園五朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、発言を許します。

11番、鏑本規之君の発言を許します。

鏑本君。

○11番（鏑本規之君） それでは、議長のお許しが得られましたので、通告に従って、一般質問をしたいと思えます。

何分この老人福祉常任委員会に来て、すぐに一般質問をするということでもありますけれども、何分勉強不足ということもあり、不慣れなところもありますので、議長におかれましては、よろしくご配慮のほどお願いをいたしておきます。

私も委員会のメンバーとして、数年前に来たわけでもありますけれども、その当時、一般質問をしたわけでもありますけれども、非常に長かったということで、同僚議員からお叱りを受けたことがありました。私は30分ぐらいやったかなという思いをしておりましたけれども、時間を計っていた人が、1時間20分程やりましたという話があり、今回は何とか短い時間で済ませたいなという思いをしております。

老人福祉常任委員会の開催前に、大和園の視察をしたわけでもあります。何年か前ではありますけれども、私が一般質問をしたときよりも大和園の改革が非常に済んでいるよということで、前任者である議員のほうから報告を受けております。非常にありがたいことだなというふうに思っております。そういうことも念頭におきまして、委員会の前に大和園の視察をしたわけでもあります。そういう中で思ったことを質問したいと思っております。

私も老人ということになっておりますけれども、いずれ自分も世話にな

らないといけないなという中における思いを言います。また、少しずれることがあるかもしれませんが、議長におかれましては、ご配慮のほど、改めてお願いをしておきます。

大和園を視察して、ずっと回ってきたわけでありまして、コロナということもありまして、少し前とは違った雰囲気でありました。そういう中で、一つ一つ説明を受けながら、園の中を見させてもらったわけでありまして、前と少し変わったなと思いますのは、何となく職員の方たちが明るかった、そんな雰囲気を私は受けたわけでありまして。

そして、いろいろなところを見させてもらった中で、気がついたことが1つあります。養護老人ホームというところがあるわけでありまして、どうもそこの空き部屋が非常に目につきました。説明等々によりますと、定員が60名ということで、一応60の部屋があるよということでありました。中も見させてもらったけれども、少し狭いかなと思われました。60室見させてもらったんだけれども、本当に使っているところはというと27室しか使っていないよと。半分以上が空き部屋であると。これ、不動産のアパートでしたら、多分ちょっと問題になるぐらいの空き部屋の多さであります。

これを何とか有効利用できないかなと、またいい形で空き部屋を少なくするためには、どうしたらいいかなというような思いから、今の大和園に対する現状、そういうものについて、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 老人福祉施設大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、今、議員が質問されました大和園の現在の入所状況につきまして、ご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策によりまして影響を受けられると考えられます大和園の事業は、通所介護事業、通称デイサービスと呼んでおりますけれども、それと短期入所生活介護事業であり、その他の大和園の事業であります養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム事業、ユニット型の特別養護老人ホーム事業を含んでですけれども、これらにつきましては、影響がなかったか、もしくは影響が少なかった事業となります。

では、影響を受けたと思われサービス事業に係る利用状況について、説明させていただきます。

初めに、通所介護事業でございますが、この事業には、一般通所介護事業と認知症対応型通所介護事業の2つがございます。このうち一般介護事業の令和2年度利用者数は1万475人であり、前年度に比べまして2,741人の減となりました。1日当たりの平均利用者数につきましても、28.7人ということで、前年度に比べまして7.4人の減ということになっております。

また、認知症対応型通所介護事業の令和2年度利用者数は5,286人であり、前年度に比べまして456人の減となっております。1日当たりの平均利用者数も14.5人ということで、前年度に比べまして1.2人の減となっ

ております。

次に、短期入所生活介護事業のうち、影響があったと思われる一般短期入所生活介護事業につきまして、説明させていただきます。

令和2年度利用者数は5,672人であり、前年度に比ばまして742人の減となり、1日当たりの平均利用者数も15.5人ということで、前年度に比べて2人の減となっております。

なお、令和3年度9月末現在においても、これらのサービス事業の利用状況につきましては、残念ながら新型コロナウイルス感染症対策の継続もありまして、令和2年度と同じような利用者数で推移している状況でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策が要因となるものではございませんが、養護老人ホームの入所状況を報告させていただきます。

先ほど議員が申されたとおりでございまして、養護老人ホームは措置入所ではありますが、入所者が令和2年度末では27人となっております。入所率では45%となっております。この要因につきましては、老人福祉等における他制度の社会資源の利用、高齢者本人の意向及び施設のハード面や支援体制等によるものと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 養護老人ホームについては、先ほど冒頭でも言ったように、空き部屋が多いということでありまして。そういう中においても、今後、増える見込みもそんなにないというような答弁だったと思っております。また、あまり増えなくてもいいのかなというようなところでもあります。増えてこないということは、それなりの要因があつて増えてこないだろうと思っておるわけでありましてけれども、そうなれば、空き部屋がずっと続くわけであり、非常にもったいないなという思いをされるわけでありまして。

国の方針もあるかと思うのですけれども、国では、何とかそういう空き部屋を減らすように勘考してはどうだということで、契約入所というような形があるかと思っております。

そういうものを利用するなり、大和園独自の方法で何らかの形で、せつかくあるものでありますので、狭いということもあるかもしれませんが、有効に利用するための方法、対策等を考えておられるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 老人福祉施設大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、今ご質問の空室の有効利用について、ご説明させていただきます。

大和園の養護老人ホームの利用状況につきましては、先ほど回答いたしておりますように、入所者が27人で、入所率が45%という現状にあります。これは、全国的にも入所率が低下し、空室率が高まる傾向にあり、厚

生労働省はこの状況を受けて、令和元年7月に、養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進についてという内容で、地方自治法第245条の4第1項に基づく事務の運営その他事項について、適切と認める技術的な助言として通知が発せられているものでございます。

この通知につきましては、養護老人ホームにおける空室の有効利用の一つの方法として、契約入所があることを技術的な助言として通知されたものでございます。養護老人ホームは、あくまで措置入所が前提であり、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮した上で、収容に余力のある場合に限り、今後、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得者の高齢者が増加することが見込まれるために、居住に課題を抱える者への活用を促すものであるとされています。

大和園養護老人ホームにおける現在の入所率45%の27人であることを考える場合、定員60人の20%としますと、12人までなら契約入所が可能となるということもあり、まだ定員60人を変更しない限り、措置入所が入れなくなるという状況は起きないと考えられますので、契約入所が空室の有効利用の一つの方法であり、その対策として検討してまいりたいというように考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（若園五郎君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 先ほどの答弁、今回の答弁においても、空き部屋の利用率が上がる可能性が非常に薄いというような中において、国の進める契約入所ということも大いに利用すべきであろうとは思ってはおります。その場合に、国の方針に従って契約入所という形になれば、全てがよいというようではないような気もするわけであります。

当然、大和園は公共の施設であり、民間の施設ではないところを鑑みることに、契約入所に対して、メリットもあるだろうと思うけれども、デメリットもあるだろうと思います。園長としてどのように考えておられるのか、何がメリットで何がデメリットであるのか、そのことについて伺いをいたします。

○議長（若園五郎君） 老人福祉施設大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、大和園養護老人ホームの空室の有効利用として契約入所を進める場合のメリット及びデメリットについて、回答させていただきます。

初めにメリットでございますけれども、養護老人ホームの入所者は、基本的に人的、住居環境等において、現在の生活が難しく経済的にも課題である65歳以上の高齢者であり、市町の措置により入所できる施設であります。その養護老人ホームにおいて、契約入所を行えるようにすることは、施設の果たすべき役割として生活困難者、低所得者の高齢者に対する地域の受け皿として担える体制ができ、受入れの窓口を広げることができると考えております。

例えば、家族からのDV等で緊急で養護老人ホームに措置されてきた方が、一定期間を過ぎたら、次の施設を探す必要が出てきます。金銭的にある程度持ち合わせがあるような高齢者の方であれば、措置はできなくても契約入所により引き続き個人契約を交わし、利用が可能となります。

また、地域における公益的な取組により、地域住民が住み慣れた環境で暮らすことができること、さらには大和園の事業収入の増が見込まれるということがメリットになるかと思えます。

一方、デメリットにつきましては、現在の養護老人ホームの有効利用であるということから、1室当たりの居住面積が、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームに比べて約半分の7.4平方メートルと狭いこと、また、措置や介護保険とは異なり、入所できる者につきましては、原則自立者で所得の要件がありますが、環境上の問題を抱える者と限定されていること。その他には、契約入所の対象となる者の定義がまだまだ曖昧であるところがあるために、居住に課題を抱える者がどの程度かの基準をどのように判断するかということが困難とされているところでございます。

今後、検討する上では、十分な議論、協議を行う必要があるものとも考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 今言われたように、当然デメリットもメリットもあるだろうと思うけれども、この大和園は、他の施設と比べれば、確かに三十数年も経過しているということもあるし、建物が少し古いなというものもある。

私の知るところの施設と比べれば、言葉は悪い言い方で申し訳ないけれども、古いということで、きれいに掃除はしてあるけれども、やはり何となく暗いというのかな。他の施設は、やはり近代的な施設、建物も新しいところもあって、非常にきれいに見える。

そういうこともあるし、当然空き部屋を想定してつくったわけではないだろうから、部屋も相当に狭い。先に見せてもらったとおり、非常に狭い。

ただ、私がそこに入るとなったときに、あの押し入れやベッドを1つ置いたりとか、自分の私物を少し置いたりしたときに、非常に狭いなという気は確かにしました。

私もいろいろな施設を見に行つて、そういった契約入所という、部屋を借りて、ある程度元気な人が自由に出入りできる、その家賃を先に払って、同じことをしてもらおうわけでありましてけれども、確かにお金も相当高い。

けれども、やはりそういう自分が最期を迎えるであろう施設でありますので、やはり何らかの形で、そこに世話にならなければいけないときになったときに、やはり大和園で最期を迎えられるという。ああ、よかったなと思える形で棺桶の中に入りたいなというのが、本来私の思いなんです。

これは、私が思うだけじゃなく、入居する人が全て、そう思うであろうと。

そうだとするならば、確かに大和園の中で、国の方針等々破れないルールもあるだろうと思うけれども、大和園は大和園としての強みもあるだろうと。その大和園の独自の他にはできないようなサービスだとか、他にはできない何かをその施設におられる、また介護してくれる人たちが考えて、そして、ああ、よかったなというような形で入居をしてもらいたいというような思いをしておるわけでありませう。

大和園独自の何かいい独特の考え方、サービスというか、私も商売をしているから、一人でも多くの人に来てもらおうと、そして喜んで帰ってもらおうと、そういう施設であってほしいなという思いをしておるわけでありませう。

冒頭にも言ったように、私もごくごく近い将来、世話にならなければいけないということをお前提にして、人のためではなし、自分のためだというような思いで、質問をしておるわけでありませう。

何か大和園で特徴のある、そういうものを考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五郎君） 老人福祉施設大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） 何か特徴があるのかということでございますけれども、確かに議員ご指摘のとおり、契約入所の制度を利用することとしましても、市町の措置入所ではないために高齢者自身が選択することになります。何か特徴的な施設でなければ、選んでいただくことはできないということは重々承知しておりますし、現在は残念ながら独自のサービスは、申し上げるようなサービスはございませんが、高齢者の方々、利用者の方々に選んでいただくためには、何かそのような施設にする必要があるということは、考えなければならぬと思っております。

ただ、国の状況を含めまして申し上げますと、先ほどの質問の回答におけますデメリットでも申し上げました居室の狭さにつきましては、確かにデメリットではあります、契約入所は現在の養護老人ホームの改修を最小限にして行うことができる点、費用がなるべくかからないように行うことができる点、その点につきましては、メリットになるというように考えておりますので、今後につきましては、今特徴的なものということで、それも併せて検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（若園五郎君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 思いつきで質問をしておりますので、答弁のほうも非常に困るだろうなという思いをしておるわけでありませうけれども、どこまでいっても私の思いとして、最初に私がここに来させてもらって質問したときは、大和園は赤字であるというようなことを聞いたわけでありませう。赤字ということは、また余分に市民の税金が出されるということ、それではいけないんじゃないかなという思いで、しつこく質問をしたわけで

あります。

また先輩の議員、また同僚の議員たちにもお願いをして、何かいい知恵がないかということで、皆さんの協力を得ながら、また同僚議員たちが一生懸命努力をして、何年か経った頃に、鏝本さん、何とか黒字になってきたぞというような報告を受けたわけであります。非常にありがたいなという思いをしておるわけであります。

今赤字で難儀をしているなら、こういう質問は思いつかなかったですし、するべきではないという思うわけですがけれども、今何となくうまく回っているなら、空き部屋があってもいいじゃないかという思いじゃないわけなんです。それだけよくなった施設なら、何か特徴を出せば、もっと多くの方が、お金を少し出してでもいいから、そこに住んでみたいなという思いになるだろうと思っているわけです。

私は、あまりいい友達がいませんので、私の友達のことを言うと、若い頃には遊びたくて女房ももらわない、いつまでたっても青春時代という形で、気がついてみたら周りに身内もない、けれども、そこそこのお金は持っている、けれども自分一人では自分の始末ができなくなる、だからそういうところに行かなければいけない、ならば少しでもサービスのいいところ、そして長生きをしたいから、いつまででも入ってやりたい、そうすればお金が要るであろう、だから少しでも安くていいところ、多少施設は古くても、そこにいる職員、また世話をしてくれる人たちが、やっぱり何となく年寄りの人をいたわる気持ちで、そういう形で最期を看取っていただければいいかなという思い、そういうところを選びたいなと。

最初の契約で3,000万円ぐらい要るところもある。そういうところも見てきました。それから、月に15万円ぐらい別のお金が要ると、その代わり出入りが自由ですと、あとのことは全て面倒見てもらえますと、そういうところもある。

いろいろなところを見てきたけれども、やはり何となく私の思いとしては、少しとげがあるかなという気がするわけなんです。これだけの議員さんがおられる、また首長さんが3人もおられる、あなたたちもおられる、そういう中で何かいい知恵を出してもらって、よそからまた視察に来てもらえるような、そういう施設になるといいかなという思いがあります。

どうしたらそれができるのかと、今私に問われても、少し即回答はできない。いずれ回答ができるぐらい、私も知恵を絞りたいと思っております。

関係者各位におかれましては、うちの市長さんも、私と年はそう変わらない、そう長いこと元気じゃおれないだろうと思うから、自分のことだと思って、よく考えていただきたいと思います。これからのお年寄りの方たちは、いろいろな方がおられ、そういった方に対して、対応のできるようなことを考えていただいて、一日でも早く国の方針等々に進めれるように、また有効な施設となるようにしていただくことをお願いして、終わります。

○議長（若園五朗君） 以上で、通告による質問は全て終了いたしました。

よって、一般質問を終了といたします。



◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第12号 もとす広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長からご指名いただきましたので、総務介護常任委員会の委員長報告をいたします。

議案第12号、ただいま議題となりました議案第12号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告します。

総務介護常任委員会は、10月22日午前8時55分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第12号につきましては、執行部より議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第12号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第12号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第12号 もとす広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第13号 令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第13号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第13号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第13号につきましても、執行部より決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、もとす広域連合の選挙管理委員会とはどのような組織なのかとの質疑がありました。執行部からは、もとす広域連合の議会議員及び長の選挙は間接選挙であるため、選挙の事務を行うことはないが、住民による直接請求の制度があるため、直接請求権を有する者の総数を選挙管理委員会で定期的に告示しているとの答弁がありました。

次に、当広域連合の公有財産について、総務一般会計に係る財産は何かとの質疑がありました。執行部からは、総務一般会計の所管の財産は分収林であり、森林の土地所有者との間で契約を結び、森林を造成・育成し、伐採時に収益を分け合うことを目的としているとの答弁がありました。

その後の質疑につきましても、特に報告すべき内容の質問はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より、協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、庄田昭人君。

○療育医療衛生常任委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番、庄田昭人。

ただいま議題となりました議案第13号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、10月25日午前8時56分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、若園議長の出席をいただき、また、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第13号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、幼児療育センターについて利用者の平均的な利用期間はどのぐらいあるのか、また療育指導等により状況が改善され利用を中止する方はどのぐらいいるのかとの質疑がありました。執行部からは、幼児療育センターを利用される方は、そのほとんどが小学校就学前の3月まで利用される。適応状況が改善して利用を中止する方もごくまれにいますが、利用を中止する理由のほとんどは転居等によるものであるとの答弁がありました。

次に、幼児療育センターではどのような方法で療育指導に当たっているのかとの質疑がありました。執行部からは、療育医療センターに通われる子どもの多くは軽度の発達障がいであり、集団適応に主眼を置いたアプローチを指導しているとの答弁がありました。

その他、委員からは、食事によるアプローチにより症状が改善したという事例もあるが、そのあたりは今後研究して指導に取り入れていただきたいとの意見がありました。

そのほかの質疑については、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第13号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第13号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第13号 令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。



◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第14号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第14号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第14号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第14号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、介護保険料の滞納繰越分について、不能欠損額が約1,470万円あるが、どのように処理しているのかとの質疑がありました。執行部からは、介護保険料は税金とは異なり、2年で時効を迎えてしまう。介護保険料の収納事務は組織市町が担っているが、不納欠損とならないよう滞納整理や分納誓約の取付けをしていただいている。よって、やむを得ない分のみ不納欠損している状況である。なお、監査委員からの指摘も踏まえ、今年度から差押えも実施しており、極力不納欠損を減らすよう取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、その執行部の答弁に対し、何を差し押えているのかとの質疑がありました。執行部からは、滞納者の預金残高を調べ、預金債権を差し押さえ、即時換金して収納しているとの答弁がありました。

次に、介護保険料の普通徴収の収納率について、市町ごとにばらつきがある要因は何かとの質疑がありました。執行部からは、介護保険料は年金から引き落としする収納率の高い特別徴収により納付されるが、転入や転出があると収納率の下がる本人納付の普通徴収へと切り替わる仕組みになっている。瑞穂市と北方町は人の出入りが多く、普通徴収の納付者が多いが、本巢市は少ないため、市町ごとの特長が普通徴収の収納率に表れた形となっているとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものではなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第14号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第14号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第14号に対する委員会での審査結果は認定です。

議案第14号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第15号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第15号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） 老人福祉委員会の委員長報告をさせていただくわけでありますけれども、何せ私は目が悪いので、途中で字が読めなくなりましたら、副委員長に交代することがありますので、議長におかれましては、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第15号について、報告をいたします。

老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定により報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、10月21日に施設の見学の後、午前9時32分より、老人福祉施設大和園2階会議室において開催をいたしました。委員5名全員が出席しました。若園議長にも出席をいただき、また、議案の説明のため、森副連合長及び事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、そして採決を行いました。

議案第15号につきましては、執行部より決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、養護老人ホームについて60名定員に対し基準により定められた職員数が配置されていると思うが、入居者数が27名であることを踏まえると、一般的には職員が余るのではないかと考えられるが、実際のところはどうかとの質疑がありました。執行部からは、基準では養護老人ホームの定員数60名に対して4名を配置することになっている。しかし、当養護老人ホームに関しては要介護度の高い入居者が多く、4名の職員では人手が足りないため、8名の職員を配置している。なお、大和園全体として職員の協力体制をしいており、新型コロナウイルス対策など、必要に応じて他の部署の業務にも従事させているとの答弁がありました。

次に、人件費が前年に対して約1,200万円も増えたが、その理由は何かとの質疑がありました。執行部からは、非常勤の職員の給与について、令和元年度までは物件費である賃金で支払っていたが、会計年度任用職員制度の開始に伴い、令和2年度からは人件費である報酬で支払うこととなり、会計上の仕分けが変わったことが原因との答弁がありました。

次に、サービス事業収入の個人利用料の滞納については、決算審査における監査委員の指摘のとおり、断固たる態度をもって徴収し、新たな滞納が発生しないための対策を講じていただきたいとの意見がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第15号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第15号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員長報告によりますと、議案第15号に対する委員会での審査結果は認定です。

議案第15号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 日程第6、議案第16号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第16号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員会委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より、協議結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第16号について、総務介護常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第16号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、庄田昭人君。

○療育医療衛生常任委員長（庄田昭人君） ただいま議題となりました議案第16号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第16号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありません

でした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第16号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第16号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第16号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第7、議案第17号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第17号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第17号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第17号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要により介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第17号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第17号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第17号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第17号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第8、議案第18号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第18号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） それでは、議案第18号について、報告をさせていただきます。

議案第18号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第18号につきましては、執行部より補正予算書及び補正予算案の概要に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、養護老人ホームの補正予算について、歳入における市町負担金の減額の理由及び歳出における職員人件費の減額の理由をそれぞれ教えてもらいたいとの質疑がありました。執行部からは、歳入予算については、当初、養護老人ホームの入居者数を29名で見込んでいたが、現状は26名であり、今後も増える見通しがないたため、3名分の市町負担金を減額計上した。また、歳出予算については、養護老人ホームの職員の数自体は変更

していないが、職員3名の異動による給与等の差額分を減額計上したとの答弁がありました。

次に、特別養護老人ホームの夜間勤務職員を4名から5名に1名増員する補正予算案が提出されているが、理由は何かとの質疑がありました。執行部からは、特別養護老人ホームについては、4つの棟に分かれており、夜勤の場合は1棟ごとに1名ずつ合計4名の職員を配置している。職員はベッドからの転落など、いろいろな事故がないよう、常時入居者を見守っているため、休憩も取りづらい状況である。よって、現場の声も踏まえ、1名増員の補正予算を計上させていただいたとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をされました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第18号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第18号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員長報告によりますと、議案第18号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第18号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第2回もとす広域連合議会定例会を閉会いたしま

す。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午前10時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年11月1日

議 長 若 園 五 朗

署 名 議 員

7 番 松 野 藤 四 郎

13 番 石 井 伸 弘